子どもとともに」 日本教育新聞連載「特総研50年 【令和3年4月5日~10月25日 全26回】

2021年 (令和3年) 4月5日 (月曜日)

> を寄せていただければと思う。 所や特別支援教育について関心 はじめ幅広い皆さまに、本研究

(1 2)

垩 E

この連載を掲載することになっ

今回、日本教育新聞の企画で、

に。これを機会として、関係者を

子どもとともに

る国立の教員養成大学・学部が 当時は養護学校の教員を養成す

整備中であったことから、研究

(

導法などの研究が進められた。 いえる。そして、障害種別に指

けは、昭和42年7月に当時の文 究調査協力者会議」が翌年の昭 部省が設けた「特殊教育総合研 本研究所が設置されたきっか 〈設置の背景

「特殊教育総合研究機

所は昭和46年10月、当時の文部 省直轄の特殊教育に関係する研 独国立特別支援教育総合研究 関の設置について」という報告 を出したことであろう。

が必要であったことから時間が 舎の建築や教員養成などの準備 は昭和23年度から施行されてい かかった。 たが、養護学校については、校 盲学校や聾学校の就学義務制

月には創立50周年を迎える。

究所として設置された。 本年10

の中央教育審議会答申を経て、 昭和48年11月に養護学校義務制 策の在り方について」という報 月にも「特殊教育の基本的な施 行された「養護学校義務制」に 本研究所は、昭和54年度から施 実施の予告政令が公布された。 貢献するために設置されたとも 告を出した。その後、 先の協力者会議は昭和44年3 昭和46年

育の関心が広がった。

にも変化を及ぼすことになった。 され、本研究所の研修事業など 論を行った。両者の連携が重視 学校の関係者が一堂に会して議 で、小・中学校などと盲・聾・養護 訂では、当時の教育課程審議会 平成10年の学習指導要領等改

員がそれらの大学などに転任し て養成に携わった。 〈通級による指導

年3月、「通級による指導に関 が設置した「通級学級に関する 学校等の発達障害等支援の必要 った。その契機は当時の文部省 る子どもへの教育から「小・中 盲・聾・養護学校での障害のあ のまとめを出したことである。 する充実方策について」の審議 校で「通級による指導」が始ま な子どもへの教育」に、特殊教 調査研究協力者会議」が平成4 平成5年度からは、小・中学

された「子どもとともに」とい や学校現場の重要で差し迫った う言葉を肝に銘じ、職員 ることになった。 課題に対応した事業を一層進め 初代所長の辻村泰男先生の残 (研究所のこれから)

ます。 や最新の研究内容などを紹介し 50周年を迎える特総研の歴史

平成13年度から、本研究所は (独立行政法人化)

とから、本研究所はインクルー を設置するなどして、国の施策 シブ教育システム推進センター が障害者権利条約を批准したこ になった。 から中期目標が示され、それに 応じて中期計画を策定し、業務 を行って結果を示していくこと 法人に移行した。文部科学大臣 国の行政改革に伴い、独立行政 また、平成26年1月にわが国

向けて、 特別支援教育のさらなる進展に 今後とも努力していき (理事長 **宍戸和成**)

ì (1)

校および特殊学級の計画的設置

振興について」

によって養護学

番議会の答申「特殊教育の充実 別措置法、昭和34年の中央教育

(2)

省に「特殊教育総合研究調査協

ため昭和42年7月、当時の文部

教育の一層の発展・充実を図る

を残していた。 の面では著しい発展を見せてい 実の面においては、多くの問題 た。しかし、特殊教育の質的充 昭和40年ごろからその量的拡大 が重点的に推進されたことで、 こうした問題を解決し、特殊



現在の国立特別支援教育総合研究所・筑波 大学附属久里浜特別支援学校の全景

教育総合研究所 機関として国立特殊 的に行うとともに、 る実際的研究を総合 れ、特殊教育に関す 年10月1日に施行さ 5月に公布、昭和46 成立。改正法は同年 殊教育の中心的総合 担当するわが国の特 修事業などを専門に 関係職員に対する研 程され、政府案通り

(国立久里浜養護

守屋正樹

学校設立の経緯〉

会議での二十数回の審議の結 が検討されることとなった。同 育のための総合研究機関の設置 力者会議」が設けられ、特殊教 へ、昭和43年8月に「特殊教育 た。昭和46年2月に「文部省設 置に向けての準備が進められ 総合研究機関の設置について (報告)」がまとめられた。 その後、同報告に基づき、設

昭和31年の公立養護学校整備特

戦後のわが国の特殊教育は、

(研究所設立の経緯)

る法律案」として上 置法の一部を改正す 育指導困難な障害分野に関し、 教育施設として計画されたが、 設は独立の養護学校として設置 大学附属<u>久里浜特別支援学校</u> 国立久里浜養護学校

年9月29日に開校した。 の関連が問題となった。さまざ いて相互協力することとなっ 総合研究所との相互協力の下に 里浜養護学校における教育につ 法第14条に掲げる国立特殊教育 法が改正され、わが国唯一の国 することとなり、国立学校設置 合、そこでの教育と学校教育と 附属実験教育施設を設置した場 を併せて行う研究所の附属実験 置く」とされ、研究所は国立久 奈川県に国立久里浜養護学校を 教育を行う蓍護学校として、神 立の単独養護学校として昭和48 まな議論の末、附属実験教育施 臨床研究の場として研究と教育 は当初、重度・重複障害児等数 同法第9条では「文部省設置

展が図られた。

缓

(2)

子どもとともに

および附属教育相談施設を設 昭和51年度 昭和47年度 教育工学研究部 〈研究体制の拡充〉

肢体不自由・病

を行うことを目的とした長期研 員に対する専門的・技術的研修 昭和47年度 特殊教育関係職 〈研修事業の実施〉 共同で「心身障害青少年の職業

独立。 研究部と病弱教育研究部に分離 弱教育研究部を肢体不自由教育

よび食堂棟のみであったが、昭 10月には、施設は研究管理棟お

研究所が設立された昭和46年

宿泊棟などの主な施設が整備さ 和48年度までに研修棟、研修生

う分室を設置。 研究および相談・指導助言を行 昭和52年度 中度·重度精神 免許状)修得のための単位認定

教育研究室、中度精神薄弱教育 薄弱教育研究室を重度精神薄弱 研究室に分離。

切に対応するため、以下のよう

に体制の拡充、事業の充実・発

特殊教育に対する要請などに適

また、設立から20年の間は、

と言語器質障害教育研究室に分 究室を言語機能障害教育研究室 昭和56年度 言語障害教育研 設。

を行う重複障害教育第三研究室 田精神薄弱・病弱精神薄弱研究 昭和57年度 新たに肢体不自

構/教育研究革新センター)と D/CERI(経済協力開発機 昭和54年度 国際セミナーの実施

修・短期研修事業を開始。 学校等校長・教頭講習会を開 昭和58年度 新任特殊教育諸

童等に対する教育内容・方法の 自閉性を主たる症状とする児 施行規則による認定講習機関と する科目の二級免許状(現二種 して指定を受け、特殊教育に関 昭和60年度 教育職員免許法

講習を開設。 ー等教育相談職員講習会を開 昭和61年度 特殊教育センタ

単位認定講習を開設。 ことに伴い、特殊教育に関する 科目の一種免許状修得のための 育職員免許法が大幅改正された 平成元年度 昭和63年度に教

研究所とOEC

昭和56年度 研究所と日本ユ 訓練に関する国際セミナー」を

展図った20年

〕」を開催。 ア・太平洋地域特殊教育セミナ まで毎年実施 ネスコ国内委員会の共催による 「APEID参加国によるアジ (以降平成22年度

教育相談年報(昭和51年度)、 研究所研究紀要(昭和48年度)、 表するため、国立特殊教育総合 NISE Bulletin 研究所の研究成果等を広く公 〈広報活動の充実〉

っている。 を築いた辻村泰男初代所長が現 もに」の精神を大切に業務を行 の設置ならびにその発展の基礎 殊教育の振興に尽力し、研究所 の義務制が施行された同日、特 所では辻村所長の「子どもとと 職のまま逝去され、葬儀は研究 所葬として執り行われた。研究 (昭和55年度)を創刊。 昭和5年4月1日、養護教育 〈辻村泰男初代所長の逝去〉

総務部・守屋正樹)

現在も実施している。

(3)

子どもとともに

兰行政法人国立特殊教育総合研

平成8年度に「特殊教育普及セ ジウム」を開催した。その後、 る講演および研究所の研究発表 棟竣工。翌平成8年3月、 究所セミナー」と名称を変更し、 からは研究成果報告会を合わせ ミナー」と改称し、平成13年度 を盛り込んだ「特殊教育シンポ 催した。平成15年度からは「研 「特殊教育セミナー」として開 平成7年7月、東研修員宿泊 パネルディスカッションなど 平成5年度から研究者らによ (設立20年から30年の主な出 西研 修員宿泊棟を改修し、宿泊研修 た により、研究所を独立行政法人 用語の整理のための関係法律の 中央省庁等改革推進本部決定) 行政法人通則法、12月に独立行 これを踏まえ、同年7月に独立 する方針」(平成11年4月27日、 障害教育研究部に名称変更し い、精神薄弱教育研究部を知的 の利便性を向上させた。 法が公布され、平成13年4月1 政法人国立特殊教育総合研究所 に移行することが決定された。 日、文科省所轄の研究所から独 部を改正する法律」施行に伴 平成11年4月、「精神薄弱の 〈研究所の独立行政法人化〉 「中央省庁等改革の推進に関

究所へ移行した。 〈設立30年から40年の主な出 閉症教育推進指導者講習会」

る組織へと改編を図った。 織から企画部門と専門部門によ 対応を可能とするため、従来の 障害種別による研究部・研究組 新たな課題への柔軟かつ迅速な 平成16年4月、組織として、 また、国立久里浜養護学校が

するため、「教育研究協力に関 教育に関する研究の進展に寄与 を促進して障害のある子どもの する協定書」を締結した。 いに連携し、「教育研究交流」 年7月に研究所と筑波大学が互 校に移管されたことを受け、同 国立大学法人筑波大学の附属学

よび発達障害者支援法(平成16 ログラム(「交流及び共同学習 基本法(平成16年6月成立)お 年12月成立)に対応した研修プ 推進指導者講習会」および 平成17年度には、改正障害者 的に実施していくこととした。 月1日には、名称を一国立特別 活動および国際交流活動を一体 事業、教育相談活動、情報普及 現場等の喫緊の課題などに対応 ターとして国の政策課題や教育 特別支援教育のナショナルセン 支援教育総合研究所」に変更し、 ンた研究活動を核として、

研修 同法が施行された平成19年4 (総務部 守屋正樹

的な取り組みを支援するという を行う「特別支援教育」に転換 に適切な指導および必要な支援 観点に立ち、子ども一人一人の の自立や社会参加に向けた主体 教育」から、障害のある子ども 困難を改善または克服するため 教育的ニーズを把握し、その持 な教育に重点が置かれた「特殊 行うことによる手厚くきめ細か 立し、これまでの障害の種類や 等の一部を改正する法律」が成 てる力を高め、生活や学習上の 程度に応じて特別な場で指導を 平成18年6月に「学校教育法 制度化された。

インクルーシブ教育システム構築に貢献

券

4

批准への貢献〉

子どもとともに

ステム構築のための特別支援数

(5)

メント「子どもとともに」 批准を記念して設置したモニュ 障害者の権利に関する条約への

は、中央教育審議会初等中等教 の教育に関する調査資料など れた諸外国の障害のある子ども クルーシブ教育システムに関す 准した。これに先立ち研究所で る研究を実施。この研究で得ら は、平成23年度・24年度にイン に向けたインクルーシブ教育シ 育分科会報告「共生社会の形成 言者の権利に関する条約」を批 平成26年1月、わが国は 〈障害者の権利に関する条約 障 教育的支援を必要とする児童生 育の推進」(平成24年7月)の 参考資料となった。 通常の学級に在籍する特別な さらに、文科省に設けられた



徒に関する調査」協力者会議の 立案・実施に寄与した。 を広く提供した。 クルーシブ教育システム構築支 画するなど国の行政施策の企画 特別協力者として、研究員が参 を運用し、実践事例や関係情報 援データベース(インクルDB) また、平成25年11月からイン

とともに」を設置した。 年11月に寄付金を原資として、 研究所にモニュメント「子ども 条約への批准を記念し、平成26 なお、障害者の権利に関する 〈第4期中期目標期間の取り

して、国や地方公共団体等と連 援教育のナショナルセンターと 目標では「我が国唯一の特別支 でを対象期間とした第4期中期 平成28年度から令和2年度ま を開始した。

(総務部

守屋正樹

インクルーシブ教育システムの 推進センターを設置した。 通信教育(視覚障害·聴覚障害 ンターネットによる免許法認定 域実践研究等を実施する他、 たにインクルーシブ教育システ ム推進センター、発達障害教育 構築に関する総合的研究」や地 広報戦略」を策定した。 同時に、組織改編を行い、 事業では、「我が国における

ミッション(使命)とし、達成 る「研究基本計画」「研修指針 するための事業方針・施策であ 的ニーズに対応した教育を実現 ムの構築に向けて貢献する」を 障害のある子供一人一人の教育 応する業務運営を行い、もって も踏まえた国の政策課題や教育 を取り巻く国内外の情勢の変化 携・協力しつつ、特別支援教育 現場の課題に柔軟かつ迅速に対 、インクルーシブ教育システ

の多様性の尊重等を強化し、障 ーシブ教育システムとは、人間 本条約の第24条では「インクル し、平成26年1月に批准した。

害者が精神的及び身体的な能力

者の権利に関する条約に署名

られている。これに寄与する必

を作成し、提案した。

わが国は平成19年9月に障害

育システム構築へ

せ、自由な社会に効果的に参加 等を可能な最大限度まで発達さ

の提案〉

地域や学校、そして教職員

い者が共に学ぶ仕組み」とされ の下、障害のある者と障害のな することを可能とするとの目的 クルーシブ教育システムの構築 共生社会の形成に向けたイン

は国の重要な政策課題であり、 となしには、その構築・推進は で取り組みを進めていけばいい 成し得ない。どのような方向性

園・学校、教委用に指標作成 各地域や教育現場における取り 組みを着実に進めることが求め なる「インクルCOMPASS」 方向性を見いだすための指標と

システムの構築に関する総合的 研究」(平成28年度~令和2年 度) に5年間取り組んだ。 要性から、本研究所では「我が 国におけるインクルーシブ教育 ヘインクルCOMPASS みを支える「インクルCOMP ASS. 「インクルCOMPASS」 〈教育現場での主体的取り組 園・学校用と教育委員会用

ステムについて共通理解するこ 八一人がインクルーシブ教育シ の2種がある。 園・学校用では、 学習⑥移行支援⑦研修-課程④指導体制⑤交流及び共同 後取り組むべきことを検討し、 教育システムの構築を推進する ①体制整備②施設・設備③教育 的としている。園・学校用は、 強みや課題を確認することを目 ために、現状を把握した上で今 目校(自園)のインクルーシブ 一の七つ 例集「ここにヒントがあるーイ り組みのポイントを掲載した事 の構築・推進に関わる主体的取 るインクルーシブ教育システム める10の実践」を令和3年3月 ンクルーシブ教育システムを進

点で構成している。 では、各観点の項目の全達成を ⑤移行支援⑥研修一の六つの観 までの実践の価値や意義、 の取り組み状況を把握し、これ 目標としたり、取り組みの到達 だすプロセスを重視している。 を共有して今後の方向性を見い ンクルーシブ教育システム構築 度を点数化したりするのではな 局)、関係諸機関との連携③教 おり、①状況把握②関係課(部 く、関係者間の協議を通してイ 育相談体制④交流及び共同学習 して活用されることを意図して 特総研では、園・学校におけ インクルCOMPASS

る。このため、5カ年の研究で ンクルーシブ教育システムの構 は、園・学校と教育委員会がイ のか、見通しを持ってインクル 築状況や課題を把握して、次の いくための手掛かりが必要であ ーシブ教育システムを構築して る施策を検討するための資料と シブ教育システムの構築に関わ 況を把握することでインクルー 員会用は、域内の園・学校の状 の観点で構成している。教育委 もらいたい。 ム推進センター・柳澤亜希子 に刊行しているので、活用して

(インクルーシブ教育システ

子どもとともに

(6)

支援学級、通級による指導に求 成、実施が特別支援学校、特別 要点を踏まえた教育課程の編

新学習指導要領では、改訂の

点を当てて」と「新学習指導要 による指導の学びの連続性に焦 の5年間で「通常の学級と通級 研究課題の下、平成28年度から を支援するため、本研究所は、 程に関する総合的研究」という に適切な指導が必要になる。 特別支援教育における教育課 新学習指導要領の円滑な実施 個々の障害の状態等に応じ

められる。通常の学級でも、障 書のある子どもの在籍を前提 った。 通常の学級に軸を置き、通常の 学級と通級による指導の学びの 連続性に焦点を当てた研究を行 平成28~29年度の2年間は、

担任教員への全国調査からは、 どの結果が示された。 れていることを実感しているな 合、その学級担任は通級による 級担当者が協力して作成する場 指導計画を通常の学級担任と通 通級を利用する子どもの個別の の成果が通常の学級でも生かさ 指導の内容決定に関与し、特別 の教育課程の理解も深く、指導 市区町村教育委員会、学校長、 の教育課程、自立活動を主とす は、準ずる教育課程、知的障害 育課程の編成状況、知的障害の る教育課程における特色ある教 特別支援学校に対する調査で

領に基づく教育課程の編成・実

指導の学びの連続性に関する研 施に向けた現状と課題」の二つ 〈通常の学級と通級による を見合う体制づくりと工夫. 携」「研修の工夫」「校長のリ 「地域のリソースの活用と連 学校全体の取組として展開

難さに対する指導の工夫の現状

また、研究協力校との協働に

成状況、通常の学級での各教科

る指導での特別の教育課程の編

では、特別支援学級や通級によ た。小・中・高校に対する調査

などに関する課題などを整理し

等の学びの過程で考えられる困

の研究活動を実施した。

ックアップ」の提言をまとめた。 育課程の編成に関する研究〉 ーダーシップと教育委員会のバ 平成30~令和2年度の3年間 、新学習指導要領に基づく教 新学習指導要領に基づく教育課 例研究や海外調査の実施など、 について把握した。 程の編成・実施に関する研究に よる教育課程の改善に向けた事

目的として設定した。 を、経年で把握することを研究 な一人一人への支援状況など ・能力の指導状況や学びに必要 る教育課程で育成を目指す資質 施を支援するため、新学習指導 要領に基づいて編成・実施され 新学習指導要領の着実な実 取り組んだ。

改善に関する研究」の基礎的な 和3~4年度に実施する重点課 制の基本的在り方を示した。 教育課程の編成・実施・評価・ 題研究「学習指導要領に基づく の在り方について検討を重ね、 様な学びの場における教育課程

障害のある子どもたちの教育的 ニーズに対応した指導や校内体 本研究を通じて、連続した多 また本研究の調査結果は、令

子ともとともに

情報共有の方策の検討」

各教科等の指導計画や学習評価

これらを踏まえ「情報交換・

(7)

ータとなるものである。 情報・支援部

伴う重複障害の児童生徒等の指

種別研究)として「視覚障害を

当研究所では基幹研究(障害

導に関する研究―特別支援学校

(視覚障害)における指導を中

特別 支援教 =

研究 411.1

実施した。特別支援学校(視覚 心に―」(平成29~30年度)を

外にある障害への対応ととも を進めるためには、視覚障害以

全体にわたって難しいとする割

いう各種の感覚に関する評価が

に、重複障害のある幼児・児童

生徒の視覚や触覚の活用の状

こと、視覚が使えない場合や十 覚などを活用することが大切で 分には使用できない場合には触 とが研究の背景にある。 生徒の在籍率が増加しており、 で重複障害のある幼児・児童・ 障害、以下、「盲学校」とする) その対応の比重が増しているこ 従来、視覚障害教育において 保有する視覚の活用を図る

指導の工夫が必要である。

況についての十分な実態把握

と、それらの活用を図るための

子どもとともに

(8)

導に関する全国調査を実施する 究では、盲学校に対して重複障 ついての行動観察による実態把 況の実態把握および指導に関す 害のある幼児・児童・生徒の指 握の方法として、有効と考えら また、視覚および触覚の活用に る盲学校での事例を収集した。 こともに、視覚や触覚の活用状 こうした背景に基づき、本研

生徒も同じである。 う重複障害のある幼児・児童・ あるとされてきた。このことは、 視覚障害単独の幼児・児童・生 徒だけではなく、視覚障害を伴 このような視覚や触覚の活用 れる観点を検討した。 は、重複障害のある幼児・児童 視機能、触覚機能、聴覚機能と 態で課題と考えることとして、 ・生徒の視覚や触覚に関する実 盲学校に対する全国調査で

と考えられた。 の促進を図ることが有効である の中で視覚や触覚に関する行動 下で十分に把握した上で、活動 用しているかを幾つかの観点の 動で視覚や触覚をどのように使 学習、食事、作業など特定の活 覚についても、触覚についても、 合が高かった。 の指導事例も含めて検討し、視 一般的な検査の他に歩行、課題 この結果を受けて、盲学校で

視覚的に調べる行動」 視覚的に注意を向ける行動」 その観点として、視覚では

る」「操作する」などが有効と 触覚では手指で「探す」「調べ 的にコントロールされた運動」

視覚障害を伴う重複障害児の指導で有効な点

動きが十分ではない場合でも触 提示、触覚的な情報入手のため 伴う児童・生徒等の触覚の活用 しても在籍児童・生徒等の特性 他の障害種の特別支援学校に対 め、成果は盲学校だけでなく、 覚的に分かりやすい形や素材の が必要である。そこで、手指の では、手指の動きが十分ではな 生徒等は在籍している。そのた い場合の触覚の活用方法の検討 害を伴う重複障害のある児童· 不自由)に在籍する視覚障害を を踏まえて普及を図っている。 害種の特別支援学校にも視覚障 して実施したものだが、他の障 例えば、特別支援学校(肢体 本研究は盲学校を主な対象と

れる方法の提示も行うようにし の手指の動かし方を観察する際 の留意事項など、有効と考えら

(研究企画部

難聴児の切れ目ない支援

1

の研究や研修を相互に連動させ

機能、難聴児の早期支援体制等 **度難聴児への指導、センター的**

指導、手話の活用、軽度・中等 ける自立活動、言語指導、教科 まで研究所は聴覚障害教育にお

聴覚障害教育に関して、これ

ての実態調査を平成24年度に行

域連携について研究した。切れ

ながら行ってきた。

(4)

子どもとともに

る。このため、教材活用につい り方を考えることが重要であ

教科指導に関わる教材活用の在 の維持・継承が課題となる中で、

開した。

〈難聴児への切れ目ない

支援》

聴覚障害教育における専門性 教科指導に関わる教材活用〉

(9)

に乳幼児を対象とした地 関する研究(平成30年度 ~令和2年度)では、特 センター的機能の充実に 聴覚障害教育における

切れ目ない支援体制構築と

集を作成し、ホームページに公 展させるもの」等に分類され、 活用することが重要と示され について検討した。 た。その実践例を基に指導事例 態や教科等の狙いに関連付けて これらの特性を聴覚障害児の実 認するもの」「思考を深化・発 教材が「理解を促すもの」「確 い、教材の果たす役割や活用法 その結果、教科指導における 目ない支援体制を近年構築して 支援の推進に向けた全国研修 源を活用しながら支援体制の構 きた自治体では、当該地域の資

れ目ない支援体制構築と更なる 研究所が実施した「難聴児の切 センター的機能の役割を果たし 援学校(聴覚障害)がその中で 築へ関係機関が尽力し、特別支 ていることが明らかになった。 本研究の研究成果は昨年度、

の指導・支援を積極的に行って の学級に在籍する聴覚障害児へ 障害児が増加している中、通常 小・中学校等に在籍する聴覚

今後も、さまざまな学びの場

会」の講義内容―写真―と合わ ムページに公開している。 研修パッケージとしてホー

のある児童・生徒に対応した教 点を当て、多様な教育的ニーズ 実施する予定。 科指導の在り方について研究を え、特別支援学校(聴覚障害 の小学部・中学部・高等部に焦 題や経年調査の結果などを踏ま (今後の研究) 令和3年度以降は、喫緊の課

らに充実するよう努めていきた する予定である。 の取り組みについても情報収集 いる特別支援学校(聴覚障害) に在籍する難聴児への支援がさ

研究企画部 山本晃)

特另 T 到

(5)

成29~30年度に実施した知的障

(知的障害)の教育課程

を参考に、児童・生徒の

しかし、平成24~25年度と平

子どもとともに

(10)

の編成が求められる。

台わせた授業づくりが 学年など多様な実態に 知的障害の状態や人数、 実態に応じた教育課程

学級の学級数も在籍児童数も年 42・9%を占め、自閉症・情緒 々増加している。 障害特別支援学級に次いで大き 障害種の小学校特別支援学級の 校の知的障害特別支援学級は全 よると令和元年5月現在、小学 同にある中、知的障害特別支援 な割合となっている。少子化傾

教育資料によると、特別支援学 査の結果からは、特別支援教育 級担任の特別支援学校教諭等免 援学級担任が多いことが分かっ 経験3年以下の知的障害特別支 は、小・中学校の通常の教育課程 許状保有率は3割程度と依然と ている。また、前述の特別支援 して低い実態がある。 知的障害特別支援学級担任に す役割は大きい。

に加え、特別支援学校

害特別支援学級に関する全国調 や授業の組み立てがより難し る場合がある。教育課程の編成 特別支援学校と比べて大きくな 必要で、年齢や知的発達の幅が

支援教育資料(令和元年度)に

文科省が発行する最新の特別

特別支援学級

知

的

任向けに授業のコツ紹

く、幅広い専門性が求められる。 には、特別支援学級担任が果た もがその能力や可能性を最大限 に伸ばし、自立して社会参加す ることができるようにするため その一方で、障害のある子ど

のポイントを明らかにした。こ と学習評価を一体的に行う授業 事例検討から一人一人の実態と ~2年度)を行った。 ニーズに合った指導目標の設定 づくりを中心に―」(令和元年 者サポートキットの開発―授業 究「知的障害特別支援学級担当 援学級の経験の浅い担任の授業 育研究班では、知的障害特別支 刀向上を支援するため、基幹研 研究では、国語科と算数科の そこで、本研究所知的障害教

れらの他、指導計画作成や教育 た冊子や動画、教材案内を作成 課程編成を分かりやすく紹介し =写真=を公開している。 編)すけっと(Sukett) 特別支援学級担任のための授業 つくりサポートキット(小学校 し、ウェブサイトで「知的障害

ム推進センター インクルーシブ教育システ 涌井恵)

诗另 致

3 (6)

及び支援のための地域資源を活 えて「小・中学校における肢体 班では、このような背景を踏ま 不自由のある児童生徒への指導 本研究所肢体不自由教育研究

(11)

子どもとともに

のセンター的機能をはじめとし 医療・療育機関や特別支援学校 どもが就学前から利用している 充実のためには、 保健、 医療、 たさまざまな地域資源による助 も視野に入れながら、多くの子 を進めることが重要になる。 言や支援を参考にして授業改善 労働等関連分野との連携 る児童・生徒および肢体不自由 別支援学級における指導状況を 特別支援学級の児童・生徒の指 分析する②小・中学校の通常の 調査により明らかにし、課題を んだ。 主な目的とした。 めとした地域資源の活用の在り のセンター的機能の活用をはじ 導の充実のため、特別支援学校 学級に在籍する肢体不自由のあ 方、授業改善の方策を事例研究 により明らかにする一の2点を 本研究では、①肢体不自由特

の機会も十分でないことから、 えて、視覚認知の困難などの特 象とした調査からは、「肢体不 姿勢や運動・動作の不自由に加 目由教育経験が浅い教員が多 /、肢体不自由教育に係る研修 肢体不自由の障害特性を踏まえ 成への支援、支援機器の活用、 体育科の授業や年間指導計画作 の教育支援計画作成への支援、 視点は、個別の指導計画・個別 組みが見いだされた。その主な 用した授業改善に関する研究」 性についての実態把握を含め、

指導の改善・充実につながる情

自由のある児童・生徒の指導の

小・中学校に在籍する肢体不

子どものため 肢体不自由な

(令和元年~2年度) に取り組 う担当者を配置するなどの体制 こと」「特別支援学校のセンタ あると考えられた。 整備を検討すること」 と、例えば地域支援を専任で行 めの手続きの仕方を工夫するこ 制約を踏まえながら、依頼のた 特別支援学校側の人的・時間的 ー的機能の活用ニーズは高く、 報や知見の提供方法を工夫する が重要で

会等の研修、大学や高等専門学 校のセンター的機能、教育委員 資源を活用した授業改善の取り 校、医療・療育機関などの地域 事例研究からは、特別支援学 体不自由特別支援学級の指導ガ 善を図ることが求められる。

肢体不自由特別支援学級を対

とが必要であると考えられた。 Tが機能しないことが想定さ る。小・中学校で肢体不自由教 在籍する児童・生徒数4696 体不自由のある児童・生徒の学 の地域資源の活用を検討し、肢 育を担う教員については、〇J 人で、その多くは1人学級であ 学校を合わせて3150学級、 向上に役立つ方策を検討するこ れ、研修の在り方を含む専門性 置状況は小・中学校と義務教育 びの充実につながるよう授業改 域の実情を踏まえて関係機関等 小・中学校等においては、 地

の困難さに対する支援である。 た姿勢や運動・動作、 視覚認知

(成果と課題)

肢体不自由特別支援学級の設

してもらいたい。 (研修事業部・吉川知夫)

す肢体不自由教育の基礎・基本

を作成しているので、活用

イドブック一日々の指導に生か

本研究成果の一部として「肢

った時代、その対策の一環とし

病弱教育は結核が国民病であ

増加傾向にある。また、病弱教 育部門のみを単独で設置する特

別支援学校は減少傾向にある一

方で、平成19年度の特別支援学

精神疾患、心身症の子への支援・配慮

なり、現在では小児がんや精神 ぜんそく、腎疾患、筋ジストロ 国に広がっていった。その後、 ちに教育機会を保障するため全 疾患および心身症などのある児 ノィーなどの慢性疾患が対象と て、長期入院している子どもた

院を繰り返す子どもたちが出て の入院が短期化されたり、入退 などによって病気の子どもたち **童・生徒が増加している。** 治療の変化や医療技術の進歩 隔年で実施している病弱・身体 特別支援学級に在籍する児童・ 虚弱教育を担う特別支援学校・

地域の小・中学校、高校等に在 きたりしている。これにより、 籍している病気の子どもたちは のある児童・生徒への教育的支 生徒への病類調査では現在、精 なっている。しかし、この病気 神疾患および心身症が最も多く 援・配慮に関するガイドはこれ および心身症は心の病気ともい までなかった。また、精神疾患 行動面や適応面に困難のある児 われ、この中には不登校などの aMe」を活用した支援はアセ まめ)を提案した。「Co-M 援」(「Co‐MaMe」/こ

「連続性のある多相的多階層支

が必要になっている。 中学校、高校等においても支援 そこで本研究所病弱班では、

する特別支援学校は増えてお 門とともに病弱教育部門を設置 り、病弱教育を行う特別支援学 校制度への転換によって他の部 全国病弱虚弱教育研究連盟が および心身症のある児童・生徒 平成28年度に予備的研究を行 の教育的ニーズについて、計40 生徒が多く在籍する特別支援学 み、研究成果として、精神疾患 症のある児童生徒の教育的支援 29~30年度には基幹研究(障害 い、6領域40項目からなる教育 校(病弱)の教員を対象として ・配慮に関する研究」に取り組 種別研究)「精神疾患及び心身 的ニーズを明らかにした。平成 のセンター的機能を活用した支 援を行うためのセミナーの開

精神疾患および心身症の児童・ とアセスメントシートからなる 項目の支援・配慮のイメージ図 催、小・中学校等で「Co‐

校が増加傾向にある。

研究活動として、「小・中学校 検討して進めていく。 メージ図を使ってその方向性を 令和3年度は病弱班の基礎的

実態を把握し、支援・配慮のイ

として、特別支援学校(病弱) る児童・生徒の教育的ニーズに e」を活用して特別支援学校 実施している。「Co-MaM 的機能による支援との連携」 進めていく。具体的な取り組み 基づく支援を行うための研究を 等に在籍する心の病気などのあ に高めるとともに、小・中学校 別支援学校(病弱)のセンター づく支援に関する研究活動―特 る児童生徒の教育的ニーズに基 等におけるこころの病気等のあ (病弱)の教員の専門性をさら を

ム推進センター 小西孝政) (インクルーシブ教育システ でいく。

改善するための研究に取り組ん aMe」を活用しやすいように

子どもととはに

(12)

童・生徒も含まれており、小・

スメントシートで児童・生徒の

発達障害は、発達障害者支援

像は変化していく。

別

いる。発達障害は生涯にわたり その特性を持ち続けるが、状態 の」と定義されている。 するものとして政令で定めるも 症状が通常低年齢において発現 応じて通級による指導を受けて 通常の学級にも在籍し、必要に する脳機能の障害であってその 発達障害のある児童・生徒は

法(平成28年改正)で「自閉症、 汎性発達障害、学習障害、注意 アスペルガー症候群その他の広 **火陥多動性障害その他これに類** 在り方に焦点を当て、学校現場 る児童・生徒への指導や支援の 生徒もいる。

などに関する研究を実施してき の具体的な支援の手だてや工夫 また、発達障害のある児

めてきた。 よる指導に関する研究も進 は指導の場である、通級に 発達障害と情緒障害の

関連と教育的支援に関する 童・生徒の個別的・専門的 お等学校教員のための 「通過による指導」がイドブ おさえておきたい

(13)

一次的問題防ぐ手だて提言 研究(平成22年度~23年度)」

応状態は改善する場合も多い の通常の学級での発達障害のあ れず二次的な問題を生じる児童 が、適切な理解や支援が受けら 当研究所では、小・中・高校 適切な理解や支援があれば適 ~2年度)」では、それまで学 支援に関する研究(令和元年度 た発達障害等への専門性のある や「社会とのつながりを意識し 校や地域社会で十分かつ適切な

対応に関する研究等に取り組ん 徒の障害特性に応じた予防的な 的な問題が生じている児童・生 理解や支援が受けられず、二次

これらの研究では、発達障害

り、学校と保護者が共通理解し、 共に考えていく姿勢が重要であ ること」を提言した。 境を保障することも大切であ

大切であること」「安心できる

と相互作用の関係で考えるのが 変化に気付き、その変化を環境

人的環境と居場所となる生活環

高校の通級に手引書

に制度化された高校における通 級による指導に関するガイドブ 関するリーフレットを作成し、 ック=写真=や、発達障害のニ 次的な問題への予防的な対応に 研究成果として、平成30年度

どに提供している。 全国の教育委員会や学校現場な 井上秀和) (発達障害教育推進センター

なく子どもの全体像を理解する 徒への対応が「障害特性だけで や情緒障害などのある児童・牛 とともに、状態や様子の小さな

9

いえる。そのため、言語障害教 育では発音などの子ども自身の 的不都合が生じるような状態と ような話し方をするため、社会 の教室)で指導を受けている。 障害通級指導教室および言語障 通常の学級で教育を受け、言語 **善特別支援学級(以下、ことば** 言葉そのものに注意が引かれる 言語障害は、聞き手にとって

も、話し言葉の流暢性に関わるのは、発音に誤りのある子ど 語に障害のある子どもの多くは の遅れのある子どもである。言 る障害のある子ども、言語発達 言語障害教育が対象としてい ションに視点を置いた指導・支 の人々との関係やコミュニケー 課題だけでなく、子どもと周囲 全般の環境調整の進め方などに 援の在り方、在籍学級等の生活

も焦点を当てる必要がある。 言語障害教育研究班では、

査」を、おおむね5年ごとにこ 和4年から「全国難聴・言語障 害学級及び通級指導教室実態調 れまで9回実施してき 導・支援の充実に関する研究」

た。調査の結果は、 握し、教育行政の施策 画する際に活用してき を図るための研究を計 推進や教育現場の充実 語障害教育が抱える数 育現場の課題などを把 組んできた。

害教育の研究を体系的に整理 っている。そこで、これまで当 研究所で取り組んできた言語障 いことなどの実態が明らかにな 経験が3年未満の担当教員が多 行っていること、ことばの教室 員の約7割が一人で教室運営を 現在、ことばの教室の担当教

遂行する上で、ことば システム構築・推進を た他、担当教員の指導 力向上に役立ててき インクルーシブ教育 育担当教員の専門性の向上を図 調査で明らかになる教育現場の ニーズを踏まえて、言語障害教 し、令和3年度に実施する全国

賈語障害のある中学生のニーズを 果たしていることを明 の教室が重要な役割を らかにするため、一同で

る研修などについての在り方を

検討していくこととしている。

(情報・支援部 滑川典宏)

まとめた図

(14)

吃養のある私

専門性高める研修 教育システム構築に果たす役割 とばの教室』がインクルーシブ 教育の専門性の活用~」 に関する実際的研究~言語障害

27~28年度) に取り組んだ。

指導などの充実を図るため、 た、言語障害のある中学生への (平成30~今和元年度) に取り 「言語障害のある中学生への指 ま

複障

(10)

では、重複している障害の種類、 れる。障害の組み合わせや程度 おのおのの障害の程度によっ になり、さまざまな専門領域が 生じることが特徴として挙げら 雑なニーズのある重複障害のあ 困難さやニーズが複雑で特異的 によっては、子どもが直面する て、さまざまな教育的ニーズが る子どもの教育について、その 求められる。 **連携して適切に対応することが** 当研究所では、このような複 重複障害のある子どもの教育

た。令和元年度には、特別支援 **死実に向けた方策を検討してき** 他の教員との協議や保護者から の情報収集の実施があった。 また、重複障害のある子ども

校等の特別支援学級に在籍する 的な状況把握を目的としたアン の課題と工夫点について、全国 重複障害のある子どもへの教育 ケート調査を実施した。 ないこと」だった。小・中学校

この課題に対する工夫として、 複障害のある子どもを担任した 経験が少ないこと」であった。 いこと」が最多で、次いで「重 して、特別支援学校では「OJ これらの課題に対する工夫と

の対応」が最も多かった。 学級では「研究会等での研修で T形式の研修での対応」が最も 多く、小・中学校等の特別支援

のある子どもを担任する教員は 現状が明らかになった。さらに、 実態把握に困難さを感じている 本調査の結果から、重複障害

とともに、重複障害のある子ど や支援の詳細について調査する の実態と学校教育現場での指導 もの教育に携わる教員が活用で 情報の提供に努めていきたい。 き、知識や技術の継承に役立つ 今後は重複障害のある子ども の教育

学校の重複障害学級と小・中学 られる専門性が十分とは言えな 支援学級を担任する教員に求め 害のある子どもの在籍する特別 等の特別支援学級では「重複障

よび特別支援学級で、複数の障 として、多くの特別支援学校お 子どもの実態把握における課題 態把握の困難さが挙げられた。 害を併せ有することで生じる実 調査の結果、重複障害のある

る課題では、特別支援学校は を担当する教員の専門性に関す められる専門性が十分とは言え 継承」が最も多く、次いで「重 について培われた知識や技術の **復障害学級を担任する教員に求** ・重複障害のある子どもの教育 あるが、 の教育に関する知識や技術の継 特別支援学校ではOJT形式の 専門的な知識がある教員のいる 研修で対応を行っている現状は 重複障害のある子ども

(15)

学校等の特別支援学級では、〇 があるといえる。また、小・中 承自体に課題が生じている実情 JT形式の研修が難しい状況に

ことにより追加・増幅された困 では、複数の障害を併せ有する 難さや障害が重複することで新 あると想定される。 害のある子どもの教育に携わる えないと答えている学校が多か 求められる専門性が十分とはい のある子どもを担任する教員に る。本調査において、重複障害 寧に実態把握をする必要があ ったことを踏まえると、重複障 たに生じる困難さについて、 は、喫緊の課題である。 教員への支援を充実させること 重複障害のある子どもの教育 J

一閉症の子の指導

学に携わる教見

資料(令和元年度)によると、

また、文科省の特別支援教育

務であることが示された。

師の専門性向上や人材育成が急 のある子どもの教育に携わる教

別支援学校教諭免許状保有率の 低さといった課題が指摘されて わる教師の経験年数の短さや特 加が蓍しい。その一方で、これ それぞれの特別支援学級数の増 らの学級については、指導に携 目閉症・情緒障害と知的障害の 目閉症のある子どもが在籍する いる。

各教科等を通して育成を目指す た。自立活動は障害による困難 の改善・克服を促す指導であり、 焦点を当て研究を実施してき 資質・能力を支える上でも不可 は平成26年度から、自立活動に 本研究所自閉症教育研究班で この要点を継承して平成28~

の自立活動の指導一確かに育つ

さらに、自閉症教育研究班で

授業を展開することに苦慮して ・内容等を設定して自立活動の は、子どもの実態から指導目標 欠な指導である。 しかし、経験年数が浅い教師 を重視した指導の検討―」を行

26~27年度に実施した「特別支 込み」「自閉症の障害特性や認 もにつけたい力(目標)の絞り 児童生徒の自立活動の指導に関 知特性に留意した指導」 する研究」では、 **坂学級に在籍する自閉症のある** こうした悩みを踏まえて平成 個々の子ど った。 することが、教師の子ども理解 支援計画や個別の指導計画など の指導目標間のつながりを意識 確にするとともに、個別の教育 目標を設定しているのか」を明 いった視点や意図を持って指導 この研究では、「教師がどう

(16)

る上での九つの要点を提案し 自立活動の授業を組み立て

の在り方に関する有識者会議報

(令和3年)では、自閉症

新しい時代の特別支援教育

いる。

障害)での自閉症のある子ども 践研究「特別支援学校(知的障 29年度は、センター的機能とし に関する研究―目標のつながり 児児童生徒の実態の把握と指導 されている特別支援学校(知的 害)に在籍する自閉症のある幼 て小・中学校等への支援が期待 の自立活動の指導についての実 は、研究成果を基に自立活動の ー子ども

確かに高まる

・教師 の指導力一」を刊行した。

当者の関心の高さと切実さが伝 多くの申し込みが寄せられ、 緒障害特別支援学級担当者等を 催している。 をオンラインで開催する。既に 2回、小・中学校の自閉症・情 対象とした専門性向上セミナー

ム推進センター柳澤亜希子) (インクルーシブ教育システ

ントをまとめた事例集「特別支 る子どもの自立活動の指導のト **援学級での自閉症のある子ども**

実に結び付くことを明らかにし

7和3年3月には、 自閉症のあ 平成26~29年度の研究を基に

わってくる。 ーフレットを公表している他、 するプロセスなどを解説したリ 考え方や指導目標・内容を設定 担当者向けの公開セミナーを開 本年度は、8月6日と20日の

の深まりと個に応じた指導の充

>振り返り」の三つの側面か

不を反映の一般の

針としている。そして、国の政 上に関わる支援を研修の基本方 専門性向上を目的とした研修を に対応できる、指導者としての 策課題や教育現場のニーズなど 貢献する指導者の養成や資質向 行っている。 、特別支援教育関係職員に対す 研修事業は、特総研設立以来

こと」として、わが国における る専門的、技術的な研修を行う

(17)

在して研修を受講する。

るナショナルセンターとしての 育政策や教育実践などの推進に 都道府県等における特別支援教 実践的な研究成果を踏まえ、各 特総研は特別支援教育に関す る。 ・発展に貢献するために実施し 障害のある子どもの教育の充実 ニーズなどに柔軟に対応してい てきた。その内容は、各時代の 特別支援教育を巡る社会情勢や 今後の都道府県等における中心 して専門的知識および技術を高 指導者(スクールリーダー) 的な指導者としての資質を高め め、指導力の一層の向上を図り、 ることである。

2カ月間、特総研の宿泊棟に滞 いる。各コースはそれぞれ定員 つのコースを編成して実施して つの専修プログラムを設け、三 緒障害教育、言語障害教育の七 教育の中核となる教職員を対象 修は、都道府県等の各障害種の 教育、病弱教育、発達障害・情 に、視覚障害教育、聴覚障害教 を70人として、コースごとに約 特総研の特別支援教育専門研 知的障害教育、肢体不自由 の振り返りなど自主的に計画を 実地研修」「少人数での研究協 力向上に資する内容の共通講 害種や特別支援教育を巡る重要 種に関する専門講義」「他の障 解決に向けて、文献研究や講義 議」「受講者がそれぞれの課題 な課題等を含めた総合的な指導 研修内容は「それぞれの障害 「各障害種の課題に応じた

は、インクルーシブ教育システ な学びの場における各障害種の ムの充実に向けて参加者が多様 特別支援教育専門研修の目的 成しており、最新の研究成果を 立てて取り組む課題研究」で構 大きな魅力となっている。これ を含めたネットワークづくりも まる研修で、特総研のスタッフ 反映させている。 本研修は全国から受講者が集

(研修事業部・吉川知夫)

いる。 行うことが難しい状況が生じて 度からは宿泊して対面で研修を ナウイルス感染症により、昨年 して実施してきたが、新型コロ まで、約2カ月間の宿泊研修と

切に組み合わせ、講義に加え、 った工夫が必要である。その上 クなどの活動を取り入れるとい しつつ、宿泊とオンラインを適 することにして、その方法を具 た実践的で効果的な研修を実施 習・研究協議、フィールドワー で、学術的な理論に裏付けられ 特総研の研究成果を踏まえた演 そのため、研修の目的に留意

ージに応じて求められる資質・ 的に改善・充実に努めている。 能力の向上に貢献することとし 調査の結果などを踏まえ、継続 育委員会等に対するアンケート 受講者やその任命権者である教 体的に検討していく。 その上で、教員のキャリアステ 研修内容・方法については、

導者育てる研究協議会を充実

迫って重要な課題等に関する専

子どもとともに

(18)

とオンラインパートを組み合わ

ンラインパートである。各学校

第3に、研究協議会当日のオ

本年度は、オンデマンドパート

ーシブ教育システムの充実に関 図ることを目的としてインクル 談・支援担当者研究協議会」 研究協議会) を実施している。 わる指導者研究協議会(以下、 さた主な研究協議会は「就学相 特別支援教育コーディネータ 指導者研究協議会」「訪問教 特総研がこれまでに実施して

政策上の課題や教育現場の差し 教職員を対象に、特別支援教育 インクルーシブ教育システムを 情築する上で 指導的立場にある 特総研では、各都道府県等で ずれも期待する目的を達成した 究協議会に推移している。 育研究協議会」などがある。い 後、新たな課題等に対応する研

門的な知識・技能などの向上を 究協議会」「高等学校における 研修)」である。 会(全国特別支援学校長会連携 別支援学校寄宿舎指導実践協議 達障害教育実践セミナー」「特 習推進指導者研究協議会」「発 研究協議会」「交流及び共同学 通級による指導に関わる指導者 るICT活用に関わる指導者研

コロナウイルス感染拡大の影響 により対面での実施が困難な状 修として実施してきたが、新型 を基本とした集合・宿泊型の研 況にある。そのため、昨年度と 近年の研究協議会は1泊2日 整理した課題の解決に向けて協 議したい内容を再整理する。 る。受講者は、事前リポートで

議会は、「特別支援教育におけ 令和3年度に実施する研究協 究紹介などの最新情報を収集す に関する行政説明や特総研の研 用特設ページで、各研究協議会 を確認することにつながる。 である。その過程で受講者自身 協議とその後の実践に結び付く 学校や地域の課題解決に向けた ルを意識し臨むことで、自身の 取り組みと課題を整理し、成果 が勤務する学校や地域の現状の ように枠組みを工夫している。 講者が以下に示す四つのサイク での情報収集である。受講者専

議会では目的達成のために、受 せた構成としている。 第2に、オンデマンドパート 第1に、事前リポートの作成 オンラインで実施する研究協 いる。 特別支援教育の推進につながる

援し、差し迫って重要な課題に として特別支援教育の推進を支 ことを期待している。今後も、 て内容の充実を図っていく。 対応するため、実施形態を含め 指導者養成に資する研究協議会 (研修事業部 坂本征之)

の研究職員との対話の中で、 や地域の特色ある取り組みの紹 究協議は、他の受講者や特総研 てきた課題や収集した最新情報 等に基づく研究協議に臨む。研 介で情報を収集した後、整理し

学校や地域に還元することで、 返していくことが求められる。 するためには、それを振り返っ くことである。より良い実践に 題の解決に向けた実践をしてい 見や協議などを参考にして、課 方策を見いだすことを目指して て評価し、改善することを繰り 講者自身の課題の解決に向けた 指導的立場にある教職員とし 第4に、研究協議会で得た知 研究協議会で得た知見を各

自宅など多様な場所

另 31

子どもとともに

を配信している。

NISE学びラボ

1日現在、159のコンテンツ

発達障害のある子供の 通常の学級における支援

国立特別支援教育総合研究所

指導」の三つに分類され、8月

(19)

における学びの困難さに応じた 前免許状取得のための免許法認 E学びラボ」②特別支援学校教 ネットによる講義配信「NIS みを支援するため、①インター 疋通信教育─を実施している。 「種別の専門性」「通常の学級 NISE学びラボ」の内容 「特別支援教育全般」

講師の映像が動 画で示される。

講師が話す内容 がテキストとして 示される。

スマートフォンやタ ブレット端末にも 对応

スライド及びテキストの内容はPDF形式でダウンロードできる。

個人登録では、各自の

できる。

会や学校等での研修で活

用できるよう団体登録も

15~30分程度で、個人登

一つの講義の長さは

ロードや印刷が可能であ

録だけでなく、教育委員

映像講義のイメ

タ

义 いる。例えば、 修プログラムを提案して テンツを組み合わせた研 ついて学ぶ」「特別支援 ルーシブ教育システムに 用途別に講義コン ーインク

パソコン上の画面イメージであ 図に示したのは、 講師による説明とともに、 講義配信の PDFファイルで提供してお スライドと説明のテキストは、 資料スライドが順次示される。 必要に応じてダウン

の教育に携わる教員をはじめ幅

る。

ムい教員等の資質向上の取り組

おける障害のある児童・生徒等

特総研では、各都道府県等に

設している。受講者は、各講座 の講座を前期、後期に分けて開 指導法」「心理、生理及び病理」 障害教育領域の「教育課程及び は、 し、単位認定試験を会場で受験 ともに15コマ分の講義を視聴 証明書の発行も可能である。 ②の免許法認定通信教育で 視覚障害教育領域及び聴覚

などがある。 中学校等の管理職になったら」

る。受講者の視聴状況の把握や の研修プログラムを作成でき 担当者が、目的に合わせて独自 「お知らせ」機能の活用、 団体登録では、 各団体の研修 視聴

学級(知的障害)の担任 になったら」「小学校 が、利便性を考慮し、 視聴することができる ーーズに合わせて自由に する。 る中で、ぜひ活用いただきたい。 どさまざまな場所で視聴が可能 え整えられれば、職場や自宅な を踏まえた研修の在り方を考え り方や学校における働き方改革 である。コロナ禍での研修の在 にも対応しており、 ブレット端末やスマートフォン ①も②もパソコンに加え、 研修事業部 澤田真己 通信環境さ

動画と連動して 講義内容のスラ イドが示される。

前後のスライドが スクロールする。

広く提

ば毎年開催している。

国際セミナーは昭和55年以降ほ

特総研が主催または共催する

と海外の研究機関との研究交流

特総研は、国際的動向の把握

の推進に努めてきた。

国際セミナーの歩み

子どもとともに

ナー(平成14~22年) 太平洋・特別支援教育国際セミ (昭和56~平成13年)、アジア

②APEID特殊教育セミナー センター)との共同で開催した。

済協力開発機構/教育研究革新

OECD/CERI (経

に関する国際セミナー(昭和55

①心身障害青少年の職業教育

前者は (20) ける取り組みなどを情報提供す ついて、海外の施策や学校にお の研究機関等3機関(韓国国立 るために開催した。 【交流協定の歩み】 特総研は平成7年以降、海外

別支援教育高等研究所)と交流 特殊教育学部、フランス国立特 特殊教育院、ドイツケルン大学 公表した。この冊子は毎年刊行 「世界の特殊教育!」をまとめ 最終25巻、平成19年度からは

催で実施。アジア諸国の14カ国 日本ユネスコ国内委員会との共 ジウム(平成28~令和2年) ISE特別支援教育国際シンポ 教育セミナーに変更した。④N 催。平成21年から日韓特別支援 協力と交流を推進するため開 変更して開催したもの。③日韓 者は平成14年および18年に名称 特殊教育セミナー(平成13~23 およびユネスコ・アジア太平洋 事務所の代表者が参加した。後 韓国国立特殊教育院との 者間の交流を進めた。 協定を締結し、情報交換や研究 が開催する国際セミナーへの出 年度には双方の理事長・院長や への参画などを進めた。令和2 席、季刊誌への寄稿、合同研究 述のセミナーの共催の他、 交換をオンラインで行った。 子どもへの支援についての意見 時代における両国の障害のある 研究者との間で、ウイズコロナ 【諸外国の最新動向の把握と情 韓国国立特殊教育院とは、前

インクルーシブ教育システムに 62~平成23年) 昭和62年に 情報収集は昭和61年に小委員会 報提供の歩み】 を始めたことに端を発する。 を組織し、欧米諸国の資料収集 ①「世界の特殊教育」(昭和 特総研の諸外国対象の組織的

築に寄与していきたい。 ンクルーシブ教育システムの構 する諸外国の動向を継続して把 握し、その成果を教育関係者等 し、情報提供を行った。 に広く情報提供し、 今後とも、特別支援教育に関 インクルーシブ教育システ わが国のイ

ム推進センター生駒良雄

ーシブ教育システムに関する動 冊子「諸外国におけるインクル 諸外国のインクルーシブ教育シ 向」(平成30年、令和元年) 議」の資料に活用された。③小 育の在り方に関する有識者会 科省「新しい時代の特別支援教 年報告した。平成31年には、文 員、特任研究員の協力を得て毎 変更)した。②「特総研ジャー ナル」(平成24年~) 諸外国 の最新動向について客員研究 世界の特別支援教育」に名称

として位置付け、研究成果の還

て情報普及を主要な活動の一つ

との関係強化を図り、これらを

特総研は関係機関および団体

元だけでなく、国の政策や教育

教育のナショナルセンターとし

特総研は、これまで特別支援

による学校支援

し、特別な支援を必要とする帰 等の関係機関および団体と連携

また、海外子女教育振興財団

まざまな情報の収集・発信、 現場の課題解決などに役立つさ

理

ら教育実践に関わる内容まで、

教育に関連する総合的な研究か

通して、研究成果など特別支援

一路発活動に力を入れてきた。

る。効果的な情報普及を目指し、 幅広い情報普及に取り組んでい

自治体や学校が直面する課題

子どもとともに

(21)

団体)との連携が重要となる。 云・特別支援教育センター・校 現場に提供するには、 教育委員 芸会等(以下、関係機関および 、関係機関および団体との連携

信し、効果的に教育行政や教育 **胖決に有用な情報を効率的に発**

明や特別支援教育に関する情報

各種会議などで特総研の事業説 関係機関および団体が主催する

講師を派遣し、教員の専門性の 教育センター等が実施する研修 を発信している。 会および大学の公開講座などへ 向上に貢献するとともに、研究 まず、教育委員会・特別支援

携を図りながら、教員の専門性 教育現場のニーズを把握し、連 る調査・研究に協力することで、 に進めている。 また、各種校長会等が実施す 象に教育相談を実施している。

報普及の推進を図っていく。

情報・支援部横倉久)

もに、情報提供を充実させ、

体との関係をより強化するとと

今後とも、関係機関および団

別支援教育に関する効果的な情

ミナー」を毎年度、 携を図り「特別支援教育推進セ ックで開催する。 把握し、有益な情報を提供する どを支援している。 ため、関係機関および団体と連 や幅広い資質向上の取り組みな 課題や必要としている情報を さらに令和3年度から、地域 全国3ブロ

必要かつ有益な情報の発信を意 提供できるよう努めている。 要な情報を戦略的に教育現場に する対象やタイミングにより必 やSNSなどを活用して、発信 して、特総研のホームページ この他、教育関係者に向けて

うとともに、教員や保護者を対 供を定期的に実施し、保護者も 含めた関係者への情報発信を行 て特別支援教育に関する情報提 (日本人学校への相談支援) 特総研は、日本人学校に対し

成果の普及や広報活動を計画的

導の実施に向けた実践的研究」 に取り組み、日本人学校を遠隔 る特別支援教育に関する遠隔指 材育成拠点事業(特別支援教育 で支援するためのマニュアル作 委託を受け「日本人学校におけ 遠隔指導)」(文科省)の事業 外教育施設の高度グローバル人 さらに、令和元年度から「在

りを進めている。 成し、情報提供を行った。 海外で生活するご家族へ」を作 報提供等にも取り組んでいる。 人学校等に赴任する教員(管理 職等)対象の研修会における情 国児童・生徒の教育相談や日本 平成30年には、リーフレット 障害のあるお子さんを連れて

子どもとともに

丁寧な情報提供を行うこと

いくこととなった。

研修事業部

年末より約20万人増加してい

木時点で、日本に在留する外国 厅のまとめによると、令和元年

公は、約293万人に上り、前

が進んでいる。

る。それに伴い、学校に在籍す

加している。 要な児童生徒の受入状況等に関 加しており、文科省が平成30年 心に、日本国籍ではあるが日本 る外国人の子どもの数も年々増 度に実施した「日本語指導が必 能力が十分でない子どもも増 また、国際結婚家庭などを中 ばいけない。

する調査」においては、これら (22) どを丁寧に把握し、日本語指導 その障害の状態や母語の能力な 合には、日本語能力とともに、 援教育の制度に関する説明を含 る。保護者に対しても、特別支 対応を判断することが必要であ **員らの協力も得つつ、総合的に** の経験を有する教師や母語支援 に障害による困難が疑われる場 も連携しながら本格的に進めて

生徒の母語についても多言語化 を背景として、これらの児童・ となっている。出身国の多様化 の児童・生徒(外国籍・日本国 籍含む) は5万人を超える状況

が施行された。出入国在留管理 国管理及び難民認定法(入管法)

平成31年4月1日に改正出入

当たっては、言語、教育制度や 文化的背景が異なることに留意 適切な情報提供がなされなけれ しながら、本人および保護者に さらに、 外国人児童・生徒等 外国人児童・生徒等の就学に ては、文部科学省において、 外国人児童生徒等の教育につい された「外国人児童生徒等の教 告」においても、 育の充実に関する有識者会議報 『日本語指導が必要な児童生徒 「障害のある

ーマに関わる研究を、文科省と は令和3年度から5年間、本テ べきである」と指摘している。 か等についても、状況を把握す な指導・支援等が行われている するとともに、現在、どのよう 活用し、学校の在籍状況を把握 の受入状況等に関する調査』を これらのことから、特総研で

が重要である。

かにされていない。 制等について、その実態が明ら ・生徒等の就学の状況や指導体 現在、障害のある外国人児童

令和2年3月に文科省から出 状と課題などについて整理・分 指導・支援の事例を収集し、

析する。 の指導計画などについても取り 上げていく。 の体制、特別の教育課程や個別 際の検討状況や管内および校内 方法だけでなく、就学・転籍の 事例の中では、指導・支援の

し、まとめていく予定である。 の発達検査等を含めた観点や留 意点などについても情報収集 先を判断(転籍も含む)する際 ある外国人児童・生徒等の就学 また、事例とは別に、障害の

生徒等の学びの充実に向けた事 を進めることとした。 別支援学級に焦点を当てて研究 例研究として、小・中学校の特 には、障害のある外国人児童・

まず、令和3年度から4年度

研究

た教育委員会や、その管内の小 る外国人児童・生徒等の個々の 等から、在籍している障害のあ 中学校特別支援学級の教職員 研究協力機関としてお願いし 現

が改正され、第16条に、国や地

平成23年8月に障害者基本法

整備

力公共団体が行う教育環境の整



童・生徒の教材の現状と課題に ついて整理し、充実方策を検討 確保」が挙げられた。 これらを受け、障害のある児

シブ教育システム構築のための 社会の形成に向けたインクルー 初等中等教育分科会報告「共生 の提供」が追加された。また、 備の一つとして「適切な教材等 特別支援教育の推進」には、国、 境境整備の一つとして 「教材の 都道府県、市町村が行う基礎的 平成24年7月の中央教育審議会 (23) るセンターの役割を果たす取り 組みが期待された。 約・整理してデータベース化す た教材、支援機器等活用のさま 育委員会・民間団体などの協力 ルサイト」である。このサイト が、「特別支援教育教材ポータ ウェブページ内に設置されたの や支援機器の研究・普及に関す のある児童・生徒のための教材 その報告で、特総研には、障害 動に努めている。 や関係者への情報提供や普及活 るとともに、いろいろな利用者 ざまな取り組みの情報などを集 で、障害の状態や特性等に応じ では、大学・高等専門学校・教 こうした状況の中で特総研の

る、ここ数年の情報通信機器の タブレット端末に代表され からのICTを活用した特別支 具体的には、デジタル教科書や ていくことを目的としている。 援教育の在り方について発信し

る具体的なノウハウの情報提供

に役立つことも目指している。

(情報・支援部

青木高光

するため、平成25年6月に「障 に関する検討会」が設置された。 害のある児童生徒の教材の充実 別支援教育教材ポータルサイ 支援教育における教材・教具活 として「ICT活用実践演習室」 現場での具体的な活用に生かし ト」によって得られた情報を、 ある。そこで特総研では、 用の在り方は大きく変わりつつ 急速な進歩と普及により、特別 ていくためのより具体的な提案 (通称「あしたの教室」)の整

定し、ICT機器を用いた模擬 ない子どもが共に学ぶことを想 級で障害のある子どもと障害の 備を進めている。 って合理的配慮の可能性を検討 授業などの演習を行うことによ 「あしたの教室」は通常の学

で得られた知見を整理し、これ するものである。そして、ここ として活用されていく予定であ 質向上やICT機器活用に関す る。専門研修における演習での 機器活用を協力して検討する場 教員と研究員が具体的なICT 生かしていくこととしている。 活用などを通して、受講者の資 「あしたの教室」は、現場の

に焦点を当てたICT等教材活 とができるようになっている。 班では、特別支援学校と連携し を組み合わせた使い方を試すこ 入力、授業のアーカイブ化と配 用に関する事例研究の成果を て実施する障害種および困難さ ・教材教具の活用に関する研究 信など、今あるさまざまな機器 よる音声伝達、書字困難のため 材の活用、指向性スピーカーに の端末によるタイピングや音音 大型ディスプレーによる視覚教 た特別支援教育におけるICT 「あしたの教室」の取り組みに さらに、本年度新たに設置し

上

る。全園児の3割以上が特別な

る保育者にも出会ってきた。

る。全国の保育所・認定こども

一つは、全国調査の実施であ

たちから学ぶことの大切さを語

ているという声を聞くことがあ

別な支援が必要な子どもが増え

の存在を肯定的に捉え、子ども ど、特別な支援が必要な子ども

に取り組んでいる。

め、本年度は大きく二つのこと の作成と普及を目指す。そのた

園を訪問すると、先生方から特

保育所・認定こども園・幼稚

の子への関わり方を覚えた」な

子どもとともに

できる「実践ガイドブック(仮)」

る保育所・認定こども園・幼稚

きた」「周りの子どもたちがあ る支援が求められている。 で自分の保育を見直すことがで 方で「あの子と生活する中

(24)

り、クラスの半分以上がそうで 別な支援が必要な子どもへの関 支援の必要な子どもであった わりだけでなく、日々クラス全 あったりする園も珍しくない。 体の保育に苦心していることは 言うまでもない。保育者に対す このような園で、保育者が特 するとともに、インクルーシブ 者が直面する課題の解決に貢献 する研究班)を設置した。保育 から学ぶことは多い。 を専門とする人たちが、保育者 に行われている。特別支援教育 れた実践や研究を収集、整理し 育の実現に資する取り組みが既 な保育・教育の実現を目指す優 したインクルーシブな保育・教 て保育現場に還元することがミ (乳幼児期の特別支援教育に関 幼稚園等では、多様性を尊重 多くの保育所・認定こども園 特総研は今年、「幼児班 体や特別な支援が必要な子ども から、別個に調査した研究が多 教育の体制、園内の環境、園全 課題を分析する。 設を包括的に取り扱い、現状と について質問紙によって調査す の連携、保護者との関わりなど に対する保育の質、外部機関と 園・幼稚園を対象に、特別支援 い。しかし、本調査では、3施 園は、行政の所管が異なること る計画である。 保育所・認定こども園・幼稚

ッションである。 具体的には、保育現場で活用

ども園・幼稚園や研究者との連 て特色ある取り組みを行ってい 携である。特別支援教育につい もう一つは、保育所・認定こ

る研究者から学び、実践的なデ 園や、先駆的な研究を行ってい ータを収集する。

幼児班」を設置、調査や実践データ収集

広瀬由紀氏(植草学園大学)は の形成につながる『学び』が内 け入れてきた園では、共生社会 第1回研究協議会を実施した。 在しているのではないか」と提 多様な子どもを当たり前に受 これに関わって、今年8月に

の時間だった。 れることができ、充実した学び 期の特別支援教育の最先端に触 や子どもと保育者の関係性が豊 は「自閉症のある子どもを含む かである」と報告した。乳幼児 『混合教育』では、子ども同士 加藤篤彦氏(武蔵野東学園

画である。 保育所・認定こども園・幼稚園 随時学会等で報告するととも の研修などでも発信していく計 に、特総研のさまざまな事業や 幼児班の研究活動については

ム推進センター (インクルーシブ教育システ 久保山茂樹

新しい時代の特別支援教育

特別支援教育

障害のある児童・生徒のキャリア教育充実

子どもとともに

特総研の年

(25)

職するものの、環境に馴染むこの中には「大学進学や企業に就

とが難しかったり、周りとの関

して、中途退学や退職し、その

協力も得ながら必要な知見を収

係構築がうまくいかなかったり

うした中、特総研では障害種の 報告」では、早期からのキャリ の在り方に関する有識者会議 とともに、指導・支援を担う教 実現には、学校段階から卒業後 リア班)」を新設した。 援に関する研究班(以下、キャ 生徒のキャリア教育及び就労支 の研究班(テーマ別研究班)の について継続して研究する常設 枠を超えて検討すべき研究課題 ア教育の充実を求めている。こ を見据えたキャリア教育の充実 卒業後の「自立と社会参加」の つとして、「障害のある児童 障害のある児童・生徒の学校 ととし、まずは取り組み実践の を担う教員の専門性を整理した ある児童・生徒のキャリア教育 少ない小・中・高校に焦点を当 研究は、ほとんど見当たらない。 が求められる。しかし、障害の ことの一つが、「自己理解」を のキャリア教育に関わる教員の 深める指導・支援である。有識 ア班が着目したいと考えている 整理することを計画している。 専門性に関する研究」を行うこ ア班では「障害のある児童生徒 て、教員に求められる専門性を こうした背景を受け、キャリ 複数ある専門性の中でキャリ

関の専門性を担保していくこと まま社会から孤立してしまう」 員の専門性を担保していくこと まま社会から孤立してしまう」 が求められる。しかし、障害の 場合があること、そのため「自 を担う教員の専門性を整理した どの自己理解を促し、対処法を で、力した背景を受け、キャリ 指導や支援の充実が必要であ ア班では「障害のある児童生徒 る」ことを指摘している。 で、教員に求められる専門性を る」ことを指摘している。 で、教員に求められる専門性を る」ことを指摘している。 事門性に関する研究」を行うこ 指導・支援に当たっては、肯定 ととし、まずは取り組み実践の 的な自己理解を軸として自信を 少ない小・中・高校に焦点を当 高め、自己実現に向けた意欲的 で、教員に求められる専門性を な取り組みを支えていくことが 整理することを計画している。 重要と考える。

校関係者および就労支援者等の (発達を意識した形で整理されている。を進め、 で書特性への配慮や卒業後 キャリが、障害特性への配慮や卒業後 キャリの進路先での取り組みとの接続 ある児童が、障害特性への配慮や卒業後 キャリア教育における自己理 研究機関 の進路大での取り組みとの接続 ある児童

者会議報告は、障害のある生徒

いと考えている。学校現場に成果還元していきたレットや情報提供動画等の形でリーフ

ときまっている。 は、ときまっている。 は、ときまっている。 は、関連研究について、キャリア班に関するものとしては「重点課に関するものとしては「重点課 のある生徒の社会への円滑な移 でに向けた進路指導と連携の進 が方等に関する研究班とは別に一定 が方等に関する研究である。

キャリア班では、進路指導を きめた幅広いキャリア教育に関 を行っている他、関係する国の 研究機関(教育、福祉、労働等) に所属する研究員との情報交換 を進め、俯瞰的な視点からの情 を進め、俯瞰的な視点からの情

の充実につながるよう努めていある児童・生徒のキャリア教育

(発達障害教育推進センター

日本教育新聞社の編集担当者か 周年を迎えた。それに先立ち、 育総合研究所は、10月に創立50

立50

43

(26)

展望してみたい。

との申し出を受け、本年4月5 けての特総研における各部・セ 連載で、第4期から第5期にか 目標期間に入った。これまでの 独立行政法人として第5期中期 も今回で最終回を迎えた。 て連載を続けてきた。この企画 日付から前回まで25回にわたっ ら特総研の紹介をしてはどうか ンターの事業および各研究チー ムや障害種別研究班等の活動を また、特総研は本年4月から

ページで、オンデマンドで広く れたが、いずれ特総研のホーム はオンラインで配信し、関係者 50周年式典を行った。その様子 空模様であったが、講堂で創立 ただければ幸いである。 特総研に対して関心を持ってい ついては、11日付本紙に掲載さ に視聴していただいた。内容に 方に接近するというあいにくの 1日には、台風16号が関東地

視聴していただく予定である。 いては、記念誌を刊行するので、 それを参照してほしい。ここで ▼特総研のこれから は、今後の特総研の姿について 特総研のこれまでの50年につ と思う。

の特殊教育に係る研究・研修を 担う研究所として設立された。 特総研は、当初、文部省直轄 進するという責任を果たしてい

紹介してきた。読者の皆さまに、 に独立行政法人の組織に移行し その後30年経過して、平成13年

▼鳴立50周年

古典

独立行政法人国立特別支援教

られる。 してその特徴を生かしながら、 役割を果たしていくことが求め なる。今後も、独立行政法人と た。そして20年が過ぎたことに

あれ、わが国唯一の特別支援教 呼ばれることもしばしばであ って「ナショナルセンター」と であることに変わりはない。従 育の公的な全国規模の研究機関 直轄であれ、独立行政法人で

自分自身を振り返る必要がある り」と「責任」という両面から したりした時に、私たちは「誇 この言葉を耳にしたり、目に

要なことは、特別支援教育を推 ることの誇りとともに、より重 ナショナルセンターに勤務す

究を総合的に行う」という言葉 ある。これらは、「実際的な研 等の課題解決に寄与することで ることであり、もう一つは学校 られた使命を意識することであ でも表される。 ろう。一つは国の施策に貢献す る。その視点は、特総研に課せ るかどうかと自省する姿勢であ

確に把握し、課題を先取りしな けて、それを取り巻く状況を的 の立ち位置を自覚しつつ、特別 ということか。こうした特総研 支援教育のより一層の推進に向 がら、臨機応変に必要とされる つつ、国民に役立つ仕事をする 関であるということを肝に銘じ 別な言い方をすれば、公の機

・これからの特総研は、わが国 関係機関との連携を密にし、柔 業務を進めることになる。 していきたい。 の特別支援教育の推進のため、 らかな発想と地道な活動を通し て、特総研ならではの姿を追求

(理事長 次戸和成